

佐野市立地適正化計画防災指針（案）に対する意見募集の結果について

1 パブリック・コメントの概況

(1) 意見募集期間

令和5年2月15日（水）から令和5年3月17日（金） 31日間

(2) 意見提出者等

20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳以上	団体	計
						1	1

(3) 提出方法の内訳

郵送	ファックス	Eメール	その他	計
		1		1

2 意見の概要と市の考え方

No.	意見の概要	意見に対する市の考え方
1	<p>「C、公共施設、インフラ等の災害対策」について</p> <p>避難所には、収容人数以上の人が来る可能性があるため、市内の公共施設や高校にもお願いして、避難場所として利用させてもらえないか。なるべく、避難場所の選択肢を増やしてほしい。</p>	<p>市指定避難所は、耐震性や地域性、収容人員、職員配置などを総合的に判断し、指定していますので、現時点で新たに公共施設を指定避難所とすることは考えておりません。</p> <p>なお、大規模災害などにおいて指定避難所だけでは収容しきれないおそれがある場合に、避難所の利用に関する覚書に基づき、市内の県立高校及び私立高校全6校を避難所としての利用に協力いただくこととなっております。</p> <p>また、避難所へ行くことだけが避難ではないため、ハザードマップで洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域をご確認いただき、ご自宅での垂直避難や安全な親せき宅または友人・知人宅への避難なども検討をお願いいたします。</p>

2	<p>「D、治水対策」について</p> <p>河川監視と適切な河川管理とありますが、具体的にはどのようなことをするのでしょうか。</p>	<p>河川監視については、河川巡視やライブカメラ等により河川状況や水位監視を行っております。</p> <p>適切な河川管理については、水門、堤防等の維持管理を実施しているほか、水量・河川水位情報やライブカメラ等により得られた情報をホームページ等に掲載することにより、住民等への公表や関係機関との間で情報共有を図っております。</p>
3	<p>「D、治水対策」について</p> <p>国土交通省の方から、流域治水の考え方が出されていますが、佐野市でも流域治水について、学んだり考え合えたりするような場はあるのでしょうか。また、なるべく市民が参加できる機会を増やしてほしいです。</p>	<p>本市の流域治水の取組みとしましては、国土交通省と渡良瀬川流域の自治体等で構成された「渡良瀬川流域治水協議会」及び栃木県と県内各流域の自治体等で構成された「栃木県減災対策協議会」に参画し、近年の激甚な水害等を軽減させる流域治水を計画的に推進するための協議・検討及び情報共有を行っております。</p> <p>また、水害対策について住民の方が参加するきっかけとなるよう、多くの人々へ向けて流域治水の普及啓発のための情報発信を行ってまいります。</p>
4	<p>「E、土砂災害対策」について</p> <p>最近、傾斜地に太陽光パネルが設置されている場所をよく見る気がします。大雨が降った時や、台風が来た時に大丈夫なのかと心配になります。できれば、定期的に安全性などを行政でチェックしてほしいです。</p>	<p>定期的な巡回は考えておりませんが、「佐野市自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和条例」に基づき、安全性を含めた適正な発電施設の管理をこれからも事業者に求めてまいります。</p> <p>また、市民の皆様から、管理状況の悪い発電施設について情報提供がございましたら、現地確認をし、必要に応じ事業者へ指導をしてまいります。</p>
5	<p>「G、情報の収集・伝達体制の確保」について</p> <p>佐野市のホームページで出している、マイタイムラインの作り方が難しいです。国土交通省が出している、マイタイムライン検討ツールの「逃げキッド」を使って、皆さんで勉強しながら作ったのでなんとか作れましたが、一人ではまず難しい</p>	<p>逃げキッドは、小中学生向けのマイタイムライン検討ツールとして公表されているものでありますので、こちらで慣れていただいた後は、マイタイムラインで自分自身がとる標準的な防災行動を時系列的に整理いただき、時間的な制約が厳しい洪水発生時に、行動のチェックリストとして、また、判断のサポートツールとしてご活用いただければと思います。</p>

	<p>と思います。</p>	
6	<p>「H、緊急輸送体制の整備」について</p> <p>緊急輸送道路について、西の産業道路を想定しているようですが、台風19号と同じような被害が起きた時に、通れなくなってしまうのではないかと心配です。通れなくなったときに、別の道路を使うのでしょうか。また、通れなくなった時の復旧については具体的にどのように行っていくのでしょうか。</p>	<p>緊急輸送道路とは、災害直後から、避難・救助をはじめ、物資供給等の応急活動のために、緊急車両の通行を確保すべき重要な路線で、高速自動車国道や一般国道及びこれらを連絡する基幹的な道路として指定されておりますが、万が一通行不能となった場合は、別の道路を迂回などして、輸送することとなります。</p> <p>また、通行不能となった際の復旧については、一般道路より優先的に復旧活動を行うこととなります。</p>
7	<p>「I、医療、福祉・介護との連携強化」について</p> <p>台風19号の時に、避難所に行ったのですが、知らない人の中で過ごすのが不安で家に戻った方がいました。また、お子様の障害が重く、避難所に行っても迷惑をかけてしまうのではと、やむを得ず自宅で待機した方や、実際に避難所に行ったものの、眠れないまま次の日に会社に出社した方もいます。当事業所も、避難所として利用する準備をしておりますが、家が遠い方や、仕事をしている方が退勤時に避難しなくてはならなくなった場合に、どこまで対応できるか分かりません。可能であれば、なるべく早い段階での福祉避難所の設置を検討していただきたいと思います。また、設置する場合の周知をお願いしたいです。</p>	<p>福祉避難所については、指定避難所で過ごすことが難しいと判断される人の生活環境を確保するため、災害協定に基づき開設をお願いすることとなっております。有事の際は時期を逸することなく開設のお願いをさせていただきたいと考えておりますので、避難が必要な場合は、迷うことなくまずは指定避難所へ避難をしてください。</p>
8	<p>「I、医療、福祉・介護との連携強化」について</p> <p>昨年は、佐野市が猛暑に見舞われ、気象庁からも災害級の暑さとい</p>	<p>防災指針は主に水害に対する防災減災対策についての計画であるため、熱中症対策などについては防災指針に入れることは想定しておりません。しかしながら、本市の夏は、気温の高い日が続く、熱中症発</p>

	<p>うことが出されていきました。実際に、熱中症で倒れた方もおり、今年は準備と対策をしっかりしていかないといけないと思っています。今後も、このような猛暑が続くと、持病のある方や障害のある方、高齢者にとって、夏場の外出が命の危険を伴うものになったり、健康被害が出たりする恐れがあります。今後、この暑さとどう付き合っていくかも課題になってくると思いますので、その辺りもご検討願います。</p>	<p>症の危険が高くなることから、現在実施しているポスターや SNS などによる熱中症予防の周知啓発や注意喚起など、熱中症対策を継続して取り組んでまいります。</p>
9	<p>「J、市民等への災害情報の伝達」について</p> <p>防災無線が聞こえづらいです。防災メールや、佐野ケーブルテレビで情報を得ることができますが、スマホや携帯が使えない人、ケーブルテレビに加入していない人でも、情報を得る機会があればと思います。防災無線を確認できるフリーダイヤルの番号などもあるので、いろんな情報の得方が分かりやすくなっていると良いと思います。</p>	<p>災害情報の伝達は、防災行政無線のほか防災メールや佐野ケーブルテレビ、ツイッターやライン等の SNS などでも配信しているところですが、テレビのテロップにも表示されるなど、様々な媒体を活用して情報発信を行っておりますので、ご自身が一番身近な媒体で情報取得をお願いいたします。</p> <p>こうした情報取得の方法については、市ホームページへの掲載をしておりますが、今後、チラシやハザードマップなどでもわかりやすい形でお知らせしたいと考えております。</p>
10	<p>「J、市民等への災害情報の伝達」について</p> <p>ホームページやスマホアプリでの情報発信に力を入れる自治体が増えていますが、ネットからの情報収集が難しい高齢者などへの発信手段が必要ではないかと思えます。東日本大震災の時に、被災地では携帯電話が使えない地域が多数ありました。災害時の情報伝達は、あまりハイテクでないシンプルな手段を選択肢に残しておいた方が望ましいと考えます。防災無線の受信機を全戸へ配布する、または家庭にあ</p>	<p>防災無線の個別受信機は、放送が聞こえない難聴区域のみ配付をしており、全戸配布することは、現時点で考えておりません。有事の際は、防災行政無線をはじめ、防災メールや、市公式ツイッターやライン、テレビのテロップなど様々な媒体を活用することで、自宅内外でも情報の取得が可能と考えております。</p> <p>また、コミュニティ FM については、以前検討したこともございますが、運用面で課題があるため、運用する判断に至っておりません。</p>

	<p>るラジオで聞くことができるコミュニティ FM の設置を検討して頂ければと思います。</p>	
11	<p>「K、意識啓発等による地域防災力の向上」について</p> <p>近年、全国各地でさまざまな災害が多発し、その度に避難所の運営でいろいろと課題が生じていると聞いています。避難所が、原則的には「自治」で運営されることを知らない人も多くおられます。日ごろから、住民の間で課題を共有し、どうすれば良いかを考える機会が必要ではないかと思います。定期的に、町内会で避難所の設置だけでなく、実際に運営してみたり、宿泊体験をしてみるなど、平時においても様々な訓練を実施してみると良いのではないかと思います。</p>	<p>本市の避難所は、開設を避難所開設担当職員（市職員・学校教職員等）が担い、避難者の受入れなどの初動対応を行うこととしております。</p> <p>大規模な災害が発生し、避難所が長期的に開設されることとなった場合は、町会や自主防災組織、避難者自らが避難所運営を行う必要があります。</p> <p>例年、一部の町会や自主防災組織から防災講話や避難訓練の協力依頼を受けて、避難所運営に係るご説明をさせていただいておりますので、現在までの取組みを更に広げていけるよう周知いたします。</p>